

沖縄県福祉サービス第三者評価事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「沖縄県福祉サービス第三者評価事業実施要綱」に基づき、福祉サービス第三者評価機関(以下「評価機関」という。)の認証にかかる要件(以下「認証要件」という。)、第三者評価基準、評価の方法及び評価結果の取扱い等、沖縄県福祉サービス第三者評価事業の実施に関し必要な事項を定め、評価の信頼性、透明性の確保に資することを目的とする。

(評価)

第2条 この要領に基づいて認証された評価機関は、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(平成16年5月7日付厚生労働省社会・援護局長他2局長通知)に基づく評価を行うことができるものとする。

(認証要件)

第3条 評価機関の認証要件は、次の各号のとおりとする。

(1) 組織体制・規定等に関する要件

① 法人格を有すること。

② 所属する評価調査者に関し、次の要件を満たすこと。

ア 次のa又はbに該当する者をそれぞれ1名以上設置すること。

a 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

イ 評価調査者は、県が定める評価調査者養成研修を受講していること。

ウ 評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。

③ 次の規程等を整備し、公開していること。

ア 所属する評価調査者一覧(上記②-ア-a又はbに関する資格又は主な経歴、上記イに規定する研修の修了状況を記載したもの。なお、氏名については非公開も可)

イ 事業内容に関する規程(第三者評価を実施するサービス種別を含む。)

ウ 第三者評価の手法

エ 守秘義務に関する内容を含む倫理規定

オ 評価料金表

カ 評価事業の実績

④ 評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること

⑤ 福祉サービスを提供していないこと。

⑥ 沖縄県内に法人の連絡責任者及び連絡場所を有すること。(要登記)

(2) 評価の実施範囲等に関する要件

- ① 評価調査者自らが関係を有する事業者の評価を行わないこと。
- ② 評価機関と経営母体が同一である福祉サービス事業者の評価を行わないこと

(3) 評価基準、評価の手法及び評価結果の取扱いに関する要件

「評価の方法(第11条)」、「評価結果の公表・報告(第12条)」に規定する内容を満たすこと。

(認証の申請)

第4条 評価機関として認証を受けようとするものは、申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して県に申請を行うこと。

(認証)

第5条 県は、前条の申請を受理した時は、認証基準に基づく審査を行い、その要件を満たす場合はこれを認証する。認証に当たっては、あらかじめ沖縄県福祉サービス第三者評価事業推進委員会に意見を求めるものとする。

2 県は、評価機関を認証すること又は認証しないことを決定した時は、申請者に対し、その決定の内容を通知する。

(認証の有効期間)

第6条 認証の有効期間は、3年間とする。

2 認証期間経過後、引き続き評価事業を行うときは、認証の更新申請を行うものとする。

3 認証の更新にあたっては、当該評価機関に所属する評価調査者は、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における当該評価機関の評価件数(社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。)が10件以上の場合にあつては、全国推進組織又は県が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあつては、当該更新を行う年度中に、当該更新時研修を必ず受講しなければならないものとする。

(変更の届出)

第7条 評価機関は、認証申請時の申請内容に変更が生じた場合は、変更の事由が発生した日から30日以内に変更届(様式第2号)に必要な書類を添付し、県に届け出なければならない。

(認証の辞退)

第8条 評価機関は、評価事業を廃止しようとするとき又は認証を辞退しようとするときは、認証辞退届(様式第3号)を県に提出しなければならない。

(改善命令)

第9条 県は、評価機関が認証要件を欠くに至ったと認められる時、又は当該評価機関の運営が適正を欠くと認められる場合は、期限を定めてその改善のために必要な措置

を採るべきことを命ずることができる。

(認証の取消し)

第10条 県は、評価機関が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、あらかじめ沖縄県福祉サービス第三者評価事業推進委員会の意見を聴き、認証を取り消すことができる。

- (1) 第9条の規定による命令に従わない場合
- (2) 一定期間事業実績がない場合
- (3) 第8条に規定する辞退届が提出された場合
- (4) 次に掲げる不正な行為を行ったとき
 - ア 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること
 - イ 守秘義務に違反すること
 - ウ サービス利用者や事業者の人権を侵害すること
 - エ 法令に違反すること
 - オ その他社会通念上不正な行為と認められる行為
- (5) 第13条に規定する定期的な事業報告又は県への協力を行わない場合
- (6) 第7条の規定に基づき提出された変更届の記載事項若しくは第13条に規定する報告又は調査の結果、評価機関としてふさわしくないと認められる場合

2 県は、認証を取り消したときは、当該評価機関に対しその旨を通知する。

(評価の方法)

第11条 評価機関が評価を実施するに当たって必要な事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 評価機関は、別に定める「沖縄県福祉サービス第三者評価基準」を踏まえ、評価業務を実施する。ただし、当該評価基準に独自の評価基準項目を追加して評価業務を行うことを妨げない。
- (2) 評価の方法は、書面調査、利用者調査及び訪問調査によるものとする。また、一件の評価に2人以上（第3条第1号②-ア-a又はbの双方を含む）の評価調査者が一貫してあたること。

①書面調査

評価基準項目に基づいて行う事業者の自己評価の結果及び基本調査票等に基づいて行うものとする。

②利用者調査

当該事業者のサービスに関する利用者の意向や満足度を把握するため、利用者調査基準項目に基づきアンケートまたは聞き取りにより調査を行う。

③訪問調査

書面調査及び利用者調査の集計・分析結果を踏まえ、現地において評価基準項目に沿って、組織運営やサービスの実施状況を把握・検証する方法により行うものとする。

- (3) 評価結果のとりまとめは、第三者評価の公正・中立性を確保する観点から、評価調査者の合議によって行うものとする。

(評価結果の公表・報告)

第12条 評価機関は、取りまとめた評価結果を事業者に報告し、評価結果の公表について当該事業者の同意を得るものとする。なお、公表について事業者の同意が得られない場合は、次項の公表は行わないものとする。

2 評価機関は、別に定める「福祉サービス第三者評価結果報告書」により評価結果を公表するものとする。

この場合において、評価機関は次項の規定による報告をもって当該公表に替えることができるものとする。

3 評価機関は、公表について同意を得た評価結果について、その同意を得た日から30日以内に、県に対して報告するものとする。

4 県は、評価機関から前項の規定による報告を受けたときは、これを公表するものとする。

(受審証明書)

第13条 県は、前条第3項の規定による報告を受けたときは、事業者に対し第三者評価受審証明書を交付するものとする。

(事業報告等)

第14条 評価機関は、毎事業年度終了後速やかに県に対し、第三者評価事業の実績等を報告(様式第4号)しなければならない。

2 評価機関は、県が実施する第三者評価事業の適正な実施を図るための調査及び指導に協力するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるものの他、事業の実施に当たり必要な事項は、取扱規程に定める。

附 則

この要領は、平成18年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月21日から施行する。